

## 野洲市資料提供

提供年月日	令和2年5月19日
担当部課	野洲市環境経済部商工観光課
担当者	行俊・藤村
連絡先電話番号	077-587-6008

### 新型コロナウイルス感染症に伴う「小規模事業者賃借料臨時支援金」の概要について

#### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている小規模事業者の経済的負担を軽減することを目的として、緊急支援として事業の用に供されている建物に係る賃借料を支援します。

#### 2. 支援する小規模事業者の要件

下記の①～③のいずれにも該当するもの

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者
- ② 市内に店舗を構え、現在営業されていること。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、滋賀県の要請を受け一時的に休業している場合を含みます。
- ③ 事業を営む上で必要な市内の店舗、事務所または倉庫の建物に係る賃借料を支払っていること。（機械設備等に係る賃借料を除く。）

#### 3. 支援する額

一律100,000円。ただし、支援金の交付は1店舗等につき、1回限りとします。

#### 4. 事業規模（見込み）

30,050千円

約300事業者（想定）に要する支援額 30,000千円及び事務経費 50千円。

#### 5. 申込受付期間等

受付期間：（予定）令和2年5月25日（月）～令和2年7月31日（金）

受付場所：市商工観光課窓口及び郵送受付

※受付確認後、随時支援金支払処理します。

#### 6. その他

支援金の周知は、市ホームページや市商工観光課窓口に加え、市商工会を通じて支援金を周知する予定です。